

4月号



# 国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和6年4月15日

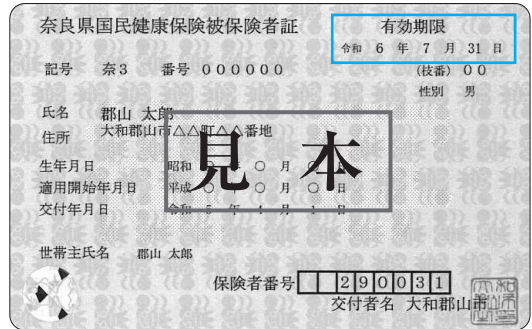
～大和郡山市国民健康保険に加入されているみなさまへ～  
**保険証の有効期限は7月末ですのでご注意ください**



令和6年8月からの保険証は  
 7月中旬～下旬にお送りする  
 予定です。

※ 以下の人は有効期限が異なります。

- ・ 令和6年7月31日までに70歳もしくは75歳になる人
- ・ 国民健康保険税を分割納付していて個別相談・更新手続きが必要な人



**ご世帯の中で国保資格に変更がある場合は  
 14日以内に手続きを!**

いずれの手続きにおいても、個人番号がわかるもの及び本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。



4月は就職や入学  
 転出・転居など異動の  
 多いシーズンです。  
 忘れずにお手続きください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	他の市区町村から転入してきたとき	● 住民異動届
	職場の健康保険をやめたとき	● 職場の健康保険をやめた証明書 (社会保険資格喪失証明書など)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	● 被扶養者でなくなった日付のわかる証明書
	子どもが生まれたとき 生活保護を受けなくなったとき 外国籍の人が加入するとき	● 母子健康手帳 ● 保護廃止決定通知書 ● 在留カード
やめるとき	他の市区町村に転出するとき	● 保険証 ● 住民異動届
	職場の健康保険に加入したとき	● 国民健康保険の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	● 加入した職場の健康保険の保険証
	国民健康保険の被保険者が死亡したとき 生活保護を受けるようになったとき 外国籍の人がやめるとき	● 保険証 ● 会葬礼状などの喪主の氏名がわかるもの ● 保険証 ● 保護開始決定通知書 ● 保険証 ● 出国する日付がわかるもの(出国する場合のみ)
その他	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	● 保険証 ● 住民異動届
	世帯が分かれたり、いっしょになるとき	
	就学のため、別に住所を定めるとき 保険証をなくしたとき	● 保険証 ● 在学証明書または学生証 ● 本人確認ができるもの(運転免許証、パスポート等)

※国民健康保険の加入者が75歳になった場合は、後期高齢者医療制度の加入者に自動的に移行するので、特に手続きの必要はありません。

# 国民健康保険への加入は法律で定められています。

職場の健康保険等に加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、大和郡山市に住んでいる人はすべて国民健康保険の加入者になります。

## 国民健康保険に加入した場合

- ・他の市町村から転入した場合
- ・他の健康保険をやめた場合 など

保険税は

加入した月から  
月割りで計算

※届出が遅れた場合も、加入すべき月(退職日の翌日、転入日等)まで遡って加入していただき、保険税を納めなければなりません。

## 国民健康保険をやめた場合

- ・他の市町村へ転出する場合
- ・他の健康保険へ加入した場合 など

保険税は

やめた月の前月までの  
分を月割りで計算

※国民健康保険は届出がない限り、自動的に切り替わりません。また、国民健康保険の資格を喪失した後に保険証を使って医療機関を受診すると、市が負担した治療費を返していただくこととなります。

## 加入の届け出が おけると...

保険証がないため医療費を全額自己負担しなければなりません。

届け出が遅れた場合、加入すべき月(退職日の翌日、転入日等)までさかのぼって保険税を納めなければなりません。

保険税の納付義務は、届け出をした日ではなく、あくまでも異動した日に発生します。

## やめる届け出が おけると...

国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国民健康保険で負担した医療費を返していただくこととなります。

やめる手続きが遅れた場合、いつまでも国民健康保険加入者として登録されるため保険税がかかり続けます。

特に、職場の社会保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので必ず届け出が必要です。自動的に切り替わりません。

## 任意継続制度を ご存じですか？

職場の健康保険に2ヶ月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、退職日から20日以内に健康保険協会・健保組合などへ手続きしていただくと、最長で2年間、今までの社会保険に残ることができます。



## 市外に転出した 学生の方は...

国民健康保険に加入している人が、大学・高校等に就学するために市外へ転出した場合でも、引き続き大和郡山市の保険証を発行する特例があります。在学証明証、学生証など就学を証明するものと、印鑑持参のうえ手続きをしてください。

また、卒業したり、就職した場合は、卒業証書または、職場の健康保険証を持参のうえ、やめる手続きをしてください。

## 【マイナ保険証を利用しよう】



マイナ保険証を使う

メリット

### ●就職・転職・退職、引っ越しをしても新たな保険証の発行を待たずに健康保険証として利用できる

国民健康保険への加入・脱退等、切り替え手続きは従来通り必要となります。  
加入医療保険が変わった場合、切り替え手続き後反映！週間程度かかる場合があります。

### ●医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

### ●より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることが出来ます。

また、お薬の飲み合わせや分量調整してもらうことも出来ます。

### ●限度額認定証が不要になる

オンライン資格確認システムの導入にともない、システムが導入されている医療機関等で本人が同意し、システムで区分の確認ができれば、限度額認定証の提示がなくても医療費の支払を限度額でとどめられるようになりました。ただし保険料に滞納がある場合、所得が未申告の場合は原則として対象外です。

### ●マイナポータルで自分の医療費情報を確認できる

確定申告でも、マイナポータルを通じて医療費情報を取得し、自動入力が可能となっています。

◆マイナ保険証利用の始め方はこちら：<https://myna.go.jp/html/hokenshoriyo>  
(マイナポータル)





## 【所得の申告について】

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得に応じて課税されます。

- ・ 所得の申告をしておらず、市役所で所得の把握ができない人
  - ・ 所得がまったくなかった人
  - ・ 遺族年金などの課税対象とならない所得のみの人 など
- 上記の人は、**申告が必要です**。

5月下旬頃に所得申告が必要な人に「令和6年度 国民健康保険税申告書」を送付します。申告書が届いた人は、令和5年中（1月1日から12月31日）の所得等を記載して、必ずご返送ください。

※世帯の所得金額が一定基準以下の場合に、国民健康保険税の均等割・平等割を軽減する制度がありますが、前年中の所得が不明だと適用されない場合がございます。（所得の申告があれば、軽減のための手続きは必要ありません。）

## 【国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について】

特別徴収の対象となる世帯

世帯主が国民健康保険に加入している世帯で、次の①～③をすべて満たす世帯です。

- ①世帯主をはじめ、世帯の国民健康保険加入者全員が、65歳以上75歳未満であること。
- ②世帯主が年額18万円以上の年金を受給していること。
- ③国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1以下の金額であること。

※世帯主以外の人々の年金からは、特別徴収は行いません。

※世帯主が年度内に75歳に到達する場合は特別徴収対象外です。

※年度途中で税額変更があった場合など、特別徴収に加えて普通徴収でも納付いただく場合があります。

《納期》 ●すでに特別徴収となっている世帯

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		
前年の所得が確定するまでは、仮算定された保険税を納めます。			前年の所得が確定した後は、年間保険税から仮徴収分を差し引いた残りを3回に分けて納めます。		

●本年度から新たに特別徴収に該当する世帯

10月から特別徴収（年金天引き）が始まります。

7月～9月までは納付書、もしくは口座振替での納付となります。

## 【国民健康保険税の課税限度額が変わります】

令和6年度から、国民健康保険税の税率等が以下のように変わります（県内統一税率）。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	7.9% → 7.64%	2.7% → 3.27%	2.9% → 3.03%
均等割	27,200円 → 27,600円	9,200円 → 11,500円	16,800円 → 16,900円
平等割	20,000円 (据え置き)	8,400円 (据え置き)	—
課税限度額	65万円 (据え置き)	20万円 → 22万円	17万円 (据え置き)

## 【保険税の納税相談について】

保険税を期限までに納められない世帯につきましては、分割でのご納付の相談等を受けています。窓口での混雑を避けるため、お越しいただけない場合はお電話での相談も可能です。放置せず、必ずご相談をお願いします。

